

木造住宅の耐震助成制度のご案内

令和 8 年度 8月版



磐田市イメージキャラクター
しっぺい ©磐田市

磐田市

ご存知ですか？

阪神・淡路大震災では、死者の８割以上が建物倒壊などによる圧死でした。なかでも昭和５６年５月以前に旧耐震基準で建築された木造住宅に大きな被害が出ました。

市では想定される東海地震や南海トラフ巨大地震からひとりでも多くの市民の生命を守るため県と一体となって、

プロジェクト「TOUKAI-0+（トウカイゼロプラス）」

をすすめています。

地震から身を守るためには、わが家の耐震性を知り必要な備えをすることが大切です。この機会に耐震診断を受け、補強工事の検討をしましょう。

この冊子では、補強工事までの流れと磐田市で実施している耐震補強のための補助制度についてご案内しています。

それぞれの補助制度は独立していますので、必要な補助制度だけをご利用いただくことも可能です。また、複数の補助制度を利用しても、補助額が減額されることはありませんが、それぞれに補助申請をしていただく必要があります。なお、一つの補助事業について年度をまたがって利用することはできませんのでご注意ください。（２月末までに完了報告を提出してください）

も く じ

木造住宅耐震化助成制度	2
「わが家の専門家診断」について	3
「専門家相談」について	4
耐震補強工事（補強計画一体型）について	5
木造住宅解体工事、移転事業について	10
耐震シェルター設置について	14
防災ベッド設置について	16
ブロック塀等の撤去・建替えについて	18

木造住宅耐震化助成制度

※昭和56年5月31日以前の基準（旧耐震基準）により建築された木造住宅が対象です。

地震対策の第一歩として、まずは建物の耐震性を知るための耐震診断を行って下さい。

※助成制度を利用するには、耐震診断により耐震評点を明確にする必要があります。

わが家の専門家診断

【P.3 参照】

- ・耐震診断を希望される方の自宅に専門家を**無料**で派遣します。
- ・建築住宅課で受付します。ホームページ、電話でも申し込みができます。

《耐震対策についてお悩みの方》

専門家相談

【P.4 参照】

- ・相談を希望される方の自宅に専門家を**無料**で派遣します。
- ・建築住宅課で受付します。電話でも申し込みができます。

《耐震補強工事をお考えの方》

耐震補強工事 (補強計画一体型)

【P.5 参照】

- ・補強計画を作成し、補強工事を実施するものです。計画の作成は、「静岡県耐震診断補強相談士」がいる建築士事務所等に依頼してください。
- ・過去に補強計画を作成している方はご相談ください。

※耐震補強工事で税制の特例が受けられます。

- 所得税 基準額の10%控除（限度額25万円）
- 固定資産税 税額の1/2減額（1年間）

《解体工事をお考えの方》

解体工事

【P.10 参照】

《工事以外の対策をお考えの方》

耐震シェルター 設置

【P.14 参照】

※耐震シェルター：木材や鉄骨でつくる強固な箱型の空間

防災ベッド 設置

【P.16 参照】

※防災ベッド：地震による住宅の倒壊から身を守るためのガードフレーム付のベッド



「わが家の専門家診断」についてのご案内

令和8年度のがが家の専門家診断の受付締切は1月末となります。

昭和56年5月31日以前に建築された木造の一戸建て住宅にお住まいの方は、ご自宅の耐震性がどの程度かを知るために「わが家の専門家診断」をお受けになることをおすすめします。

「わが家の専門家診断」は、市から「静岡県耐震診断補強相談士」を無料で派遣します。

- 診断では、○ 壁の量やバランス
○ 基礎のひび割れや天井裏や床下に腐蝕がないか
○ 柱の傾き

などをチェックして住宅の耐震評点を算出し、住宅の耐震診断結果報告書をお渡ししています。

診断の流れは下記のようになり、受付から完了まで概ね1か月程度かかります。

建築住宅課での受付→専門家から日程調整の連絡→耐震診断→診断結果を報告

診断の結果、耐震性が低い（耐震評点が1.0未満）と判断された住宅については補強の方法や工事費用についての相談をお受けします。

なお、診断を行う専門家は市が発行する「身分証明書」を携帯しています。

「わが家の専門家診断」の申込みは、建築住宅課で受付いたします。お電話での申込み、下記QRコード、磐田市ホームページ等からできますので、この機会にぜひお申込みください。



☞こちらから耐震診断の申込みができます。

「専門家相談」についてのご案内

耐震対策についてお悩みの方は、「専門家相談」をお受けになることをおすすめします。

「専門家相談」は、市から「静岡県耐震診断補強相談士」を無料で自宅に派遣します。

- 相談では、○ 耐震補強工事はいくらかかるのか？
○ どこに耐震補強工事を頼めばよいのか？
○ 市の助成制度の手続方法は？
など、地震対策の専門家にご相談ください。

過去に耐震診断を実施されている方は、「耐震診断結果報告書」をご用意いただくにより具体的な相談が出来ます。

なお、診断を行う専門家は市が発行する「身分証明書」を携帯しています。

「専門家相談」の申込みは、建築住宅課で受付いたします。
お電話での申込みもできますので、この機会にぜひお申込みください。

MEMO

耐震補強工事（補強計画一体型）についてのご案内

- ・耐震補強計画・工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！
- ・工事の完了後は、速やかに完了報告を提出してください。（提出期限：2月末まで）

補強工事を行うためには、耐震補強計画を作成する必要があります。作成した補強計画に基づき補強工事を行います。

計画及び工事については「静岡県耐震診断補強相談士」がいる建築士事務所等又は工務店・大工さん等に直接依頼して下さい。

（静岡県耐震診断補強相談士の名簿は建築住宅課でご覧いただけます。）

市の助成制度

対 象：次のすべてを満たすもの

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
- 耐震診断の総合評点が 1.0 未満の住宅
- 総合評点が 1.0 以上となる耐震補強計画・耐震補強工事
（※耐震補強計画は、静岡県耐震診断補強相談士が原則として精密診断法で作成すること）
- 原則として、現在居住用で使用している住宅
- 耐震化促進のPRを行うこと（現場見学会、完成見学会、工事実施の感想等）

補助額： 補強工事費の 80%に相当する額

	基準額（P. 8 基準額算定フロー参照）
一般世帯	80 万円、95 万円（条件あり）
子育て等世帯 高齢者等世帯	95 万円、110 万円（条件あり）

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各 1 部

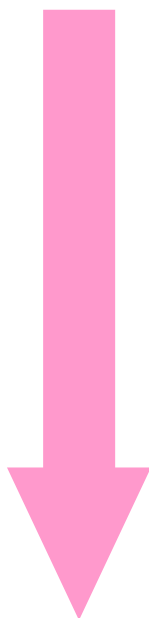
1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 見積書の写し（※補強計画策定費用、補強工事費用が確認できるもの）
4. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
（確認通知書の写し・固定資産評価証明書など）
5. ≪所有者以外による申請の場合≫
所有者の承諾書
6. 案内図
7. 既存住宅の配置図及び各階平面図
8. 補強計画作成者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

9. わが家の専門家診断結果報告書の写し又は耐震診断結果報告書の写し
10. ≪高齢者等世帯、子育て等世帯の場合（世帯要件については8ページ参照）≫
 - ・ 家族構成報告書
 - ・ 世帯要件に該当することが確認できる書類の写し（年齢が確認できる書類、身体障害者手帳、療育手帳等）
11. 市税完納証明書（市民税課 手数料 300 円、3 ヶ月以内に発行されたもの）
または、同意書
12. 木造住宅耐震補強事業の PR 活動への協力確認書

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。

交付決定通知受領後



- ・ 耐震補強計画の契約（契約者は、補助申請者と同一人物にして下さい。）
- ・ 耐震補強計画を作成
補強後の建物の強さ（総合評点）を決めます。
 1. 理想とする補強：総合評点 1.5 以上
最低限の補強：総合評点 1.0 以上
 2. 補強の個所や方法を決めます。
 3. 併せて行うリフォームを決めます。
 4. 工事の予算を確認します。
 見積書を書面でもらい、内容を確認しましょう。作成した補強計画をもとに工事金額を算出します。

チェック事項

 1. 内訳明細書で工事内容と金額を確認しましょう。
 2. 別途工事の範囲が記載されているか確認しましょう。
 3. 数量・単価は適切か確認しましょう。
 4. 計算違いはないか確認しましょう。

耐震補強計画が作成できたら、以下の書類を提出し、計画内容の確認を受けてください。

※補強工事費用が変更になる場合は、変更承認申請が必要です。

○補強計画の確認 提出書類○ 各1部

1. 耐震補強計画確認申請書
2. 補強前後の Iw 値及びその算定根拠を示す補強計画書
3. 補強前後の壁仕様等、補強方法、施工箇所を示した補強計画平面図
4. ≪平成 12 年建告第 1460 号の仕様に適合する場合≫
金物図
5. 策定した補強計画に基づく補強工事の見積書の写し

内容を審査し適正と認められれば、耐震補強計画確認結果通知書を送付します。



耐震補強計画確認結果通知書を受領したら、作成した補強計画を基に補強工事を実施してください。



- ・耐震補強工事の契約（契約者は、補助申請者と同一人物にしてください。）
- ・耐震補強工事に着工
- ・必要に応じて現場検査を行います。

耐震補強工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

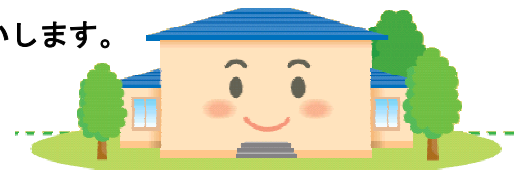
1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し（※補強計画策定費用、補強工事費用の領収書どちらも）
4. 契約書の写し（※補強計画、補強工事の契約書どちらも）
5. 施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真（※原則、カラーで提出すること）
6. 木造住宅耐震補強事業のPR活動への協力実績報告書

完了報告書が提出されると、補強工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。



耐震補強された安全な家に



耐震補強工事費用に対する税制の優遇措置

現行の耐震基準に適合させる耐震補強工事が行われた場合

○ 所得税の特別控除（適用期限：R10.12/31）

耐震補強工事費用から補助金額を差し引いた額の10%を所得税から控除
（最大25万円 自らが居住する住宅を改修した場合に限る。）

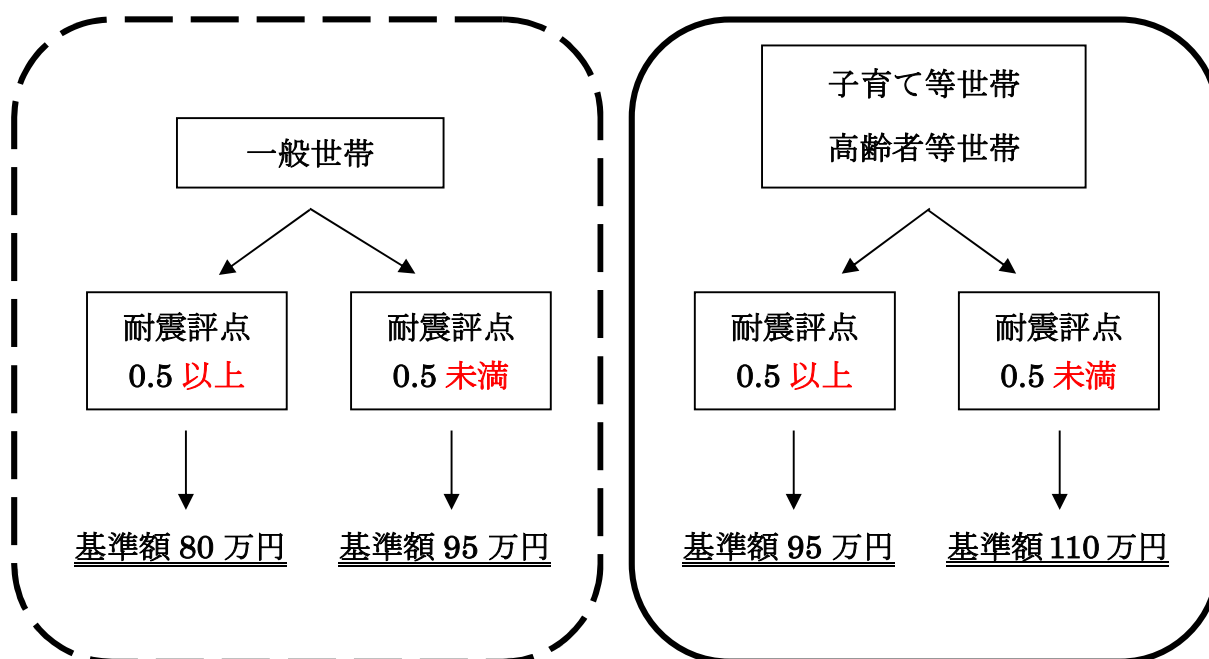
○ 固定資産税の減額

平成25年～令和13年3月31日までに工事完了：1年間固定資産税を半額
（改修の費用が50万円超に限る。）※120㎡相当分までに限る

※補助金を受けて補強工事をした方に対し、建築住宅課では、税制優遇措置を受けるために必要な耐震改修証明書を発行いたします。

基準額算定フロー

※補助金額：補強工事費の 80%(補強計画策定費用は対象外)と基準額を比較し、いずれか低い額



以下の世帯要件（①、②、①～④）のいずれかに該当した場合）

【子育て等世帯】

- ①身体障害者手帳の交付を受けた障害者（身体障害程度等級 3～6 級）が居住するもの
- ②子どもが 2 人以上居住するもの（15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者に限る）

【高齢者等世帯】

- ①身体障害程度等級が 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている者が居住するもの
- ②65 歳以上（事業完了までに 65 歳に達する者も含める）の者のみが居住するもの及び
65 歳以上の者以外に 15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者のみが居住するもの
- ③介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により要介護者又は要支援者に認定されたものが居住するもの
- ④療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けているものが居住するもの

耐震補強工事（補強計画一体型）補助申請手続きの流れ

※原則、「補強計画の策定」と「補強工事の実施」を一体的に行う必要が有ります。

★補助対象外：補強計画の策定のみで、補強工事を実施しない場合。

⇒「事業の取下げ」の申請が必要となります。

★例外的に補助対象：過去に補強計画策定済みの場合。^(注)

注 1.平成 25 年以前に策定されたものは使用不可。⇒再度「補強計画の策定」が必要です。

注 2.過去に「木造住宅補強計画策定事業」による補助金の交付を受けている場合の補助金額は、交付済みの補助金額を差し引いた金額となります。

申請者

市役所担当者

重要ポイント

① 補助要件の確認

- ・要件を満たしているか確認してください。(P.5 参照)
- ・耐震診断を受けたことが無い場合、わが家の専門家診断を受けることができます。(P.3 参照)

② 「交付申請書」の提出

- ・必要書類※を揃えて市窓口に提出してください。(※P.5～6 参照)

③ 書類審査・交付決定

- ・審査により交付が決定した場合は、「交付額決定通知書」を申請者に送付します。

④ 契約

- ・③の交付決定後以降に業者との補強計画、補強工事、工事監理、の各契約が可能となります。

※交付決定前に契約したものは補助対象外となります。

⑤ 補強計画策定・「耐震補強計画確認申請書」の提出

- ・「静岡県耐震診断補強相談士」による補強計画の作成が必要です。(P.6～7 参照)

⑥ 書類審査・結果通知

- ・補強計画が適正と認められれば、「耐震補強計画確認結果通知書」を申請者に送付します。

⑦ 補強工事の実施

※補強工事は、⑥の「耐震補強計画確認結果通知書」が送付されてから着手してください。

⑧ 補強工事完了・「完了報告書」の提出

- ・必要書類※を揃えて市窓口に提出してください。(※P.7 参照)

※工事完了後、速やかに提出してください。(提出期限：2月末まで)

⑨ 書類審査・交付確定

- ・審査により交付が確定した場合は、「交付額確定通知書」を申請者に送付します。

⑩ 補助金の支払い

- ・指定された金融機関に補助金を振り込みます。

【変更について】

③の交付決定後に、以下に該当する場合は補助金額が変更となる場合があります。

- ・補強計画の変更 ・工事金額の変更

⇒「変更承認申請」の手続きが必要になりますので、ご相談ください。

木造住宅解体工事についてのご案内

- ・解体工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！
- ・工事の完了後は、速やかに完了報告を提出してください。(提出期限：2月末まで)

耐震化が必要な木造住宅の解体を検討されている方に対して、解体費用の一部を助成します。

木造住宅を解体するときは、施工業者さんに直接依頼して下さい。

市の助成制度

対 象：次のすべてを満たすもの

- ・自己の居住の用に供する住宅（申請日から1年未満の間に転居したものを含む）
- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（借家を除く）
- ・耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅
- ・居住のための設備（浴室・台所・便所）を全て兼ね備えた住宅
（※付属建築物等は対象になりません。）
- ・住宅解体後に建替え、または耐震性のある住宅（昭和56年6月1日以降に建築された住宅または耐震評点が1.0以上の住宅）へ住み替えるもの

対象とならない住宅の例

- ×空き家
- ×借家
- ×相続等で所有者となった居住者がいない住宅
- ×解体済みの住宅

補助額：解体工事費の23%に相当する額

※対象の住宅の解体にかかる費用のみが補助額の対象となります。

※高齢者等世帯で、住み替えを行う方は移転費用についても補助があります。(P.13 参照)

	限度額
高齢者等世帯 子育て等世帯	40 万円
その他の世帯	30 万円

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書（様式第4号）
2. 収支予算書
3. 見積書の写し
4. 建築物の「所在地」「用途」「構造」及び「建築年次」が確認できるもの
（建物登記簿謄本・確認通知書の写し・固定資産評価証明書など）

5. ≪申請者の住所と建築物の所在地が異なる場合≫
 - ・ 1年以内の居住を確認できるもの（住民票、免許証等）
 - ・ 所有者を確認できるもの（建物謄本等、固定資産評価証明書では不可）
6. ≪所有者以外による申請の場合≫
所有者の承諾書
7. 案内図
8. 既存住宅の配置図及び各階平面図
9. 事業着手前の写真（原則、カラーで提出すること）
10. わが家の専門家診断結果報告書の写し又は耐震診断結果報告書の写し
11. ≪高齢者等世帯・子育て等世帯の場合≫
家族構成報告書
12. ≪高齢者等世帯・子育て等世帯の場合≫
65歳以上であること又は障害者等であること
若しくは18歳未満で就学していることが確認できる書類の写し
13. 市税完納証明書（市民税課 手数料300円、3ヶ月以内に発行されたもの）
または同意書
14. ≪建替えの場合≫
新築する住宅の確認済証の写し
15. ≪住み替えの場合≫
住み替えする住宅の建築物の所在地、用途、新耐震基準（昭和56年6月1日以降に建築された住宅）であることを確認できるもの
（建物謄本、確認通知書の写し、固定資産評価証明書など）

以下の書類については、届出後速やかに提出してください。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. ≪届出対象工事（延床面積80㎡以上）の場合≫
建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出書及び分別解体等の計画書の写し
2. ≪1に該当しない場合≫
施工業者が建設業法第3条の規定による許可を受けている又は建設リサイクル法第21条の規定による登録を受けていることを証明する書類の写し
3. 建築物除却届又は建築工事届の写し

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。

交付決定通知の受領後に工事契約、工事着手を行ってください。

交付申請書を提出、交付決定通知を受領



- ・ 契約（契約者は、補助申請者と同一人物にしてください。）
- ・ 解体工事に着工

解体工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各 1 部

1. 完了報告書（様式第 29 号）
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し
4. 契約書の写し
5. 事業の完了を確認できる写真（原則、カラーで提出すること）
※解体工事後（更地）の写真
6. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
※マニフェストはE票の写し（電子マニフェストの場合は、最終処分終了時が記入されているもの）が必要となりますが、処分等に時間を要するため、完了報告時にE票が間に合わない場合は、A票の写しを添付し提出してください。後日、処分が終わり次第E票を提出してください。

完了報告書が提出されると、解体工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

※高齢者等世帯とは・・・

- ①65 歳以上の者のみが居住する世帯
※事業完了までに 65 歳に達する者も含む
※15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者の同居を含む
- ②身体障害程度等級が 1 級又は 2 級の者が居住する世帯
- ③要介護者又は要支援者が居住する世帯
- ④療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯

※子育て等世帯とは・・・

- ①身体障害程度等級が 3 級から 6 級までに該当する者が居住する世帯
- ②子供が 2 人以上居住する世帯
(15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者に限る)

※居住のための設備を全て兼ね備えた住宅とは・・・

- ・ 浴室（シャワールームを含む）
- ・ 台所
- ・ 便所

上記、3 点の設備が全て備わっている住宅

増築などで後から加えた部分がある場合等は、お問い合わせください。

木造住宅移転事業についてのご案内

木造住宅解体の補助事業を使用する高齢者等世帯で、新耐震基準の住宅（昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された住宅）に住み替えを行う方にのみに対し、移転（引越し）の費用について助成する制度です。 ※建替えを行う場合は対象となりません。

【注意点】

国の除却移転支援事業（市の助成制度はありません）の要件に該当しない場合に限ります。

※申請書提出前にご相談ください。

対 象：木造住宅解体の補助制度を使用する高齢者等世帯で、新耐震基準の住宅（昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された住宅）に住み替えを行う方

補助額：移転（引越）にかかる費用と 10 万円を比較し、少ない額

移転事業を使用する場合は、交付申請、完了報告が通常の解体補助金と違う点がありますのでご注意ください。

通常の解体補助制度の提出書類と下記の点が変更・追加となります。

○交付申請 提出書類○

1. 交付申請書（様式第 13 号の 4）
3. 見積書の写し（解体費用の見積書及び、移転（引越し）費用の見積書）

○完了報告 提出書類○

1. 完了報告書（様式第 38 号の 4）
3. 領収書等の写し（解体工事及び移転（引越し）費用の領収書等）
7. 移転したことが確認できる書類（住民票の写し等）

耐震シェルター設置についてのご案内

- ・設置工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！
- ・工事の完了後は、速やかに完了報告を提出してください。(提出期限：2月末まで)

『耐震シェルター』とは、木造住宅の1階に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり、居住者の安全を確保するものです。



耐震シェルター設置イメージ図



倒壊実験後の耐震シェルター

耐震化が必要な木造住宅に耐震シェルター設置を検討されている方に対して、設置費用の一部を助成します。

耐震シェルターを設置するときは、施工業者さんに直接依頼して下さい。

市の助成制度

対 象：現在居住用で使用し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に設置する耐震シェルターで知事が認めたもの

○日常的に居室として利用する部屋に設置されるものに限る。

※過去に耐震補強工事又は防災ベッドの設置工事を行い、補助金の交付を受けている場合は対象外となります。

知事が認める耐震シェルターの一覧 (令和8年8月4日時点)

No.	名 称	会 社 名
1	木質耐震シェルター	株式会社 一条工務店
2	レスキュールーム	有限会社 ヤマニヤマショウ
3	剛建	有限会社 宮田鉄工
4	シェルキューブR	株式会社 デリス研究所
5	減災寝室	有限会社 扇光
6	つみつくブロックシェルター	株式会社 つみつく
7	まもルーム	株式会社 カラフルコンテナ
8	命守 (いのちもり)	株式会社青ヒバの会ネットワーク
9	シェル太くん工法	株式会社 ヤマヒサ

上記以外のシェルターを使用したい場合は、事前にご相談ください。

補助額：設置費用に補助率を掛けたものと限度額を比較して、いずれか少ない額

	限度額	補助率
高齢者等世帯※	50 万円	5/6
その他の世帯	40 万円	2/3

※高齢者等世帯：65 歳以上のみの世帯又は要介護者が居住する世帯等（P. 8 参照）

・耐震シェルターの設置に係る基礎及び床補強工事は、補助対象となります。

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各 1 部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
（確認通知書の写し・固定資産評価証明書など）
4. ≪高齢者等世帯の場合≫
家族構成報告書・高齢者等世帯であることが確認できる書類の写し
5. 見積書の写し
6. 市税完納証明書（市民税課 手数料 300 円、3 ヶ月以内に発行されたもの）
または同意書（様式第 6 号）
7. 工事概要が分かる図面（設置する部屋が分かる平面図等）
8. 耐震シェルター設置予定箇所の現況写真

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。



・設置工事に着工

設置工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各 1 部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し
4. 設置工事の施工前、施工中及び完了時の写真（原則、カラーで提出すること）

完了報告書が提出されると、設置工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

防災ベッド設置についてのご案内

- ・ 設置工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！
- ・ 工事の完了後は、速やかに完了報告を提出してください。（提出期限：2月末まで）



『防災ベッド』とは、地震による住宅の倒壊から身を守るため、ガードフレームが付いたベッドです。

耐震化が必要な木造住宅に防災ベッド設置を検討されている方に対して、購入費用の一部を助成します。

防災ベッドを購入するときは、業者さんに直接依頼して下さい。

なお、介護ベッド用防災フレーム購入の助成制度もあります。詳細は、福祉相談課（0538-37-4919）までお問い合わせください。

市の助成制度

対 象：現在居住用で使用し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に設置する防災ベッドで知事が認めたもの

○原則として居住者1人に対し、1台まで設置可能。

※過去に耐震補強工事又は耐震シェルターの設置工事を行い、補助金の交付を受けている場合は対象外となります。

知事が認める防災ベッドの一覧（令和8年8月4日時点）

No.	名 称	会 社 名
1	防災ベッド標準型 BB-002	株式会社 ニッケン鋼業
2	介護用防災フレーム	株式会社 ニッケン鋼業
3	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業 株式会社
4	ウッドラック (WOOD-LUCK)	新光産業 株式会社
5	耐震シェルターベッド TETUNOMA(鉄の間)	日心製作株式会社

補助額：設置費用に補助率を掛けたものと限度額を比較して、いずれか少ない額

	限度額	補助率
高齢者等世帯※	50万円	5/6
その他の世帯	40万円	2/3

※高齢者等世帯：65歳以上のみの世帯又は要介護者が居住する世帯等（P8参照）

・ 防災ベッドの設置に係る基礎及び床補強工事は、補助対象となります。

補助申請に必要な様式は建築住宅課窓口、もしくは市ホームページにあります。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
(確認通知書の写し・固定資産評価証明書など)
4. ≪高齢者等世帯または複数台設置する場合≫
家族構成報告書
・高齢者等世帯であることが確認できる書類の写し(高齢者等世帯の場合)
・居住者が確認できる書類の写し(複数台設置する場合)
5. 見積書の写し
6. 市税完納証明書(市民税課 手数料 300 円、3 ヶ月以内に発行されたもの)
または同意書(様式第6号)
7. 防災ベッドを設置する部屋のわかる平面図等
8. 防災ベッド設置予定箇所の現況写真

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。



・防災ベッドを設置

設置工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し
4. 事業の完了を確認できる写真(原則、カラーで提出すること)

完了報告書が提出されると、設置工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

ブロック塀等の撤去・建替えについてのご案内

・工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！

・工事の完了後は、速やかに完了報告を提出してください。(提出期限：2月末まで)

過去の地震では、ブロック塀が倒壊して多くの死傷者が出ました。危険なブロック塀は、地震が起きたとき、歩行者に倒れかかったり、道路をふさぐなど、たくさんの被害をもたらします。

地震に備え、自宅の耐震化はもちろん、人々の生命を守るため、ブロック塀を安全なものへ改善することが求められています。

ブロック塀等を撤去するときは、施工業者さんに直接依頼してください。

市の助成制度

対 象

撤去事業：避難路（住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る道路）に面した4段積み以上のブロック塀等で、地震の際に倒壊・転倒のおそれがあるブロック塀等を全撤去する工事

建替え事業：緊急輸送路または小中学校の通学路に面した危険なブロック塀等を、安全な塀（金属製フェンス、生垣、木塀等）に建替え（撤去して再建築）する工事

※ブロック塀等への建替えは、対象外です。

※原則として、現状の基礎の再利用はできません。再利用する場合は、新しい塀が安全と確認できる計算書等が必要となります。

①補助額（避難路沿道）

撤去事業：撤去に要する費用と、撤去するブロック塀等の長さ×9,200円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内

②補助額（通学路沿道） ※市立小中学校指定の通学路に限る

撤去事業：撤去に要する費用と、撤去するブロック塀等の長さ×9,200円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内

建替え事業：建替えに要する費用と、建替えるブロック塀等の長さ※×47,600円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内

撤去のみとなる部分は、撤去するブロック塀の長さ×9,200円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内

※撤去する長さと建替え後の長さのいずれか短い方

③補助額（緊急輸送路沿道） ※緊急輸送路については別紙参照

撤去事業：撤去に要する費用と、撤去するブロック塀等の長さ×19,980 円とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内

建替え事業：建替えに要する費用と、建替えるブロック塀等の長さ※×58,380 円とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内

撤去のみとなる部分は、撤去するブロック塀の長さ×19,980 円とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内

※撤去する長さと建替え後の長さのいずれか短い方

補助申請の流れ

補助申請の前に市の担当者がブロック塀の現地確認を行い、補助対象となるかを判定します。道路からブロック塀等を確認し、補助対象の可否及び使用できる助成制度の種類等を電話にてお伝えします。

その後に交付申請書の提出となります。

NO.	内 容	手 順	方 法
①	ブロック塀の事前確認依頼	申請者⇒市	電話・窓口
②	現地確認（2 週間程度、立ち会い不要）	市	
③	補助対象の可否を連絡	市⇒申請者	電話
④	交付申請を提出	申請者⇒市	窓口
⑤	交付決定通知書を送付	市⇒申請者	郵送
⑥	契約※⇒工事⇒業者への支払い	申請者	
⑦	完了報告書を提出	申請者⇒市	窓口
⑧	確定通知を送付	市⇒申請者	郵送
⑨	補助金振込	市⇒申請者	

※業者との契約は交付決定通知を受けた後に行ってください。

事前に契約をしてしまうと補助対象とすることができません。

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 案内図
4. 施工前の写真（原則、カラーで提出すること）
5. 撤去前のブロック塀の配置図・断面図
6. ≪建替え事業の場合≫
安全な塀に建替える設計図（配置図・平面図・立面図・断面図）
7. 見積書の写し
8. 市税完納証明書（市民税課 手数料 300 円、3 ヶ月以内に発行されたもの）
または同意書

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。



・ブロック塀等の撤去又は建替え工事に着工

工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

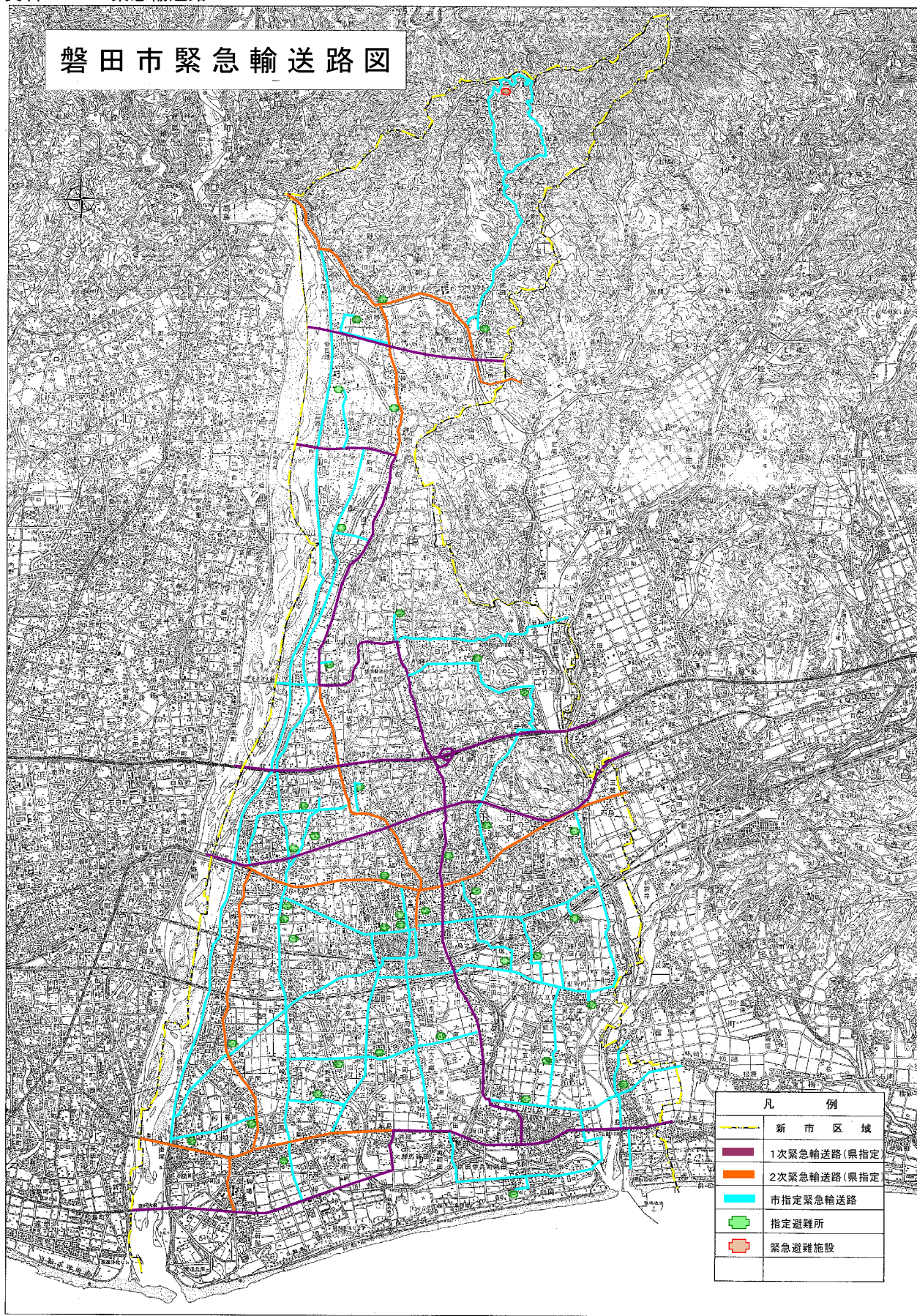
1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し
4. 事業の完了を確認できる全景写真（原則、カラーで提出すること）
5. ≪建替え事業の場合≫
工程毎の工事写真（原則、カラーで提出すること）
6. ≪建替え事業の場合≫
完成図（配置図、平面図、立面図、断面図）

完了報告書が提出されると、工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。



磐田市緊急輸送路図





磐田市イメージキャラクター

ひっぺい ©磐田市

問い合わせ先

磐田市建設部建築住宅課

建築グループ

磐田市国府台3-1

Tel.0538-37-4899



《磐田市HP(耐震)へ》

※補助の内容は令和8年4月1日現在です。